

宗像観光おみやげ館 にぎわい広場 出店等募集のご案内

出店等を希望される方は以下の条件を確認し、観光協会事務局（おみやげ館 2 階）にて書類を入手し、必要事項を記載し書類を添付して FAX 又はコピーを事務局まで提出して下さい。

表 各種条件

1. 募集内容	<p>公共施設での実施可能なイベント・PR、物販と致します。 ただし物販に関しては、別紙道の駅商品と重複しないこと。 また、試験販売の商品については、売上状況及び既存テナントへの影響を考慮して出店の継続を判断致します。</p>																
2. 募集期間	随時																
3. 募集エリア	<p>① 物販 1区画 約 14.00㎡（約 4.0m×約 3.5m） × 4ヶ所 ※ 配置については別紙参照。 ② 物販 PR イベント 半面（約 120㎡） ③ 物販 PR イベント 全面（約 240㎡）</p>																
4. 使用料 ・手数料	<p>① にぎわい広場 物販4区画 使用料等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">1区画使用料</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物 販</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> <td style="text-align: center;">使用料に加え 別途販売合計金額 の10%</td> </tr> </table> <p>② にぎわい広場 物販・PRイベント2区画 使用料等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">1区画使用料</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">2区画(全面) 使用料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物 販 PRイベント</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">物販（金銭授受）が ある場合は使用料 が3倍になります</td> </tr> </table> <p>※ 電源等を使用する場合は別途協議 ※ 雨天時のキャンセルは前日、当日は0円 ※ 自己都合の場合、前日が50%、当日が100%のキャンセル料が必要</p>				1区画使用料	手数料	物 販	1,000円	使用料に加え 別途販売合計金額 の10%		1区画使用料	2区画(全面) 使用料	手数料	物 販 PRイベント	2,000円	4,000円	物販（金銭授受）が ある場合は使用料 が3倍になります
	1区画使用料	手数料															
物 販	1,000円	使用料に加え 別途販売合計金額 の10%															
	1区画使用料	2区画(全面) 使用料	手数料														
物 販 PRイベント	2,000円	4,000円	物販（金銭授受）が ある場合は使用料 が3倍になります														
5. 選定優先 順位条件	<p>1. 1ヶ月間の中で販売日を多く希望される販売者 2. 前回出店した際の売上金額が高い販売者 3. 同一日、同一金額の場合は宗像市内の販売者を優先 4. 応募者多数の場合には事務局内部での判断を実施</p>																
□営業時間	基本は開館日の 10:00~16:00（準備は 8:30 から可能）																
□申込時に 必要な書類	<p>1. 申込書 2. 販売許可証のコピー（物販の場合） 3. PL保険証のコピー（物販で飲食等の場合）</p>																
□注意事項	<p>1. 必要備品類は全て出品者でご準備下さい 2. 区画場所の指定は事務局で決めますので、予めご了承下さい 3. 販売場所へのペット同伴は衛生上禁止致します 4. 内容次第では、保険等の加入を要請する場合があります。</p>																

【お問い合わせ】一般社団法人宗像観光協会事務局

住 所：宗像市江口 1172 宗像観光おみやげ館 2 階（裏口から）

営業時間：9 時～17 時 TEL：0940-62-3922 FAX：0940-62-3921

宗像観光おみやげ館「にぎわい広場」出店にかかわる取扱商品について

2018/04/05版

商品・商品群	備考
■ 出店を禁止する商品及び商品群	
生の魚介類、海藻類	活魚のような生もの
野菜、果物	青空市やマルシェなど
花卉・園芸	植木市、年末のび縄や飾りなども含む
干物類	
からあげ群（手羽先も含む）	
コロッケ群	
道の駅むなかたで販売している和菓子（全く同じ商品）	いちご大福やわらび餅など
魚介類の実演販売	（牡蠣・さざえなど）、あなごの蒲焼きなど
パン類	米粉パン工房「姫の穂」
□ 道の駅むなかた内テナントの売上状況によって販売継続を見合わせる可能性がある商品	
◎宗像の恵（アンテナショップ正助ふるさと村）取り扱い商品・・・ソフトクリーム(ジェラートも含む) など	
◎おふくろ食堂はまゆう取り扱い商品・・・うどん、カレー、海鮮丼など	

道の駅むなかたにぎわい広場の利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(株)道の駅むなかたから一般社団法人宗像観光協会(以下「協会」という)に委託されたにぎわい広場(以下「施設」という)の管理運営に関する施設の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 施設を利用しようとする者は、施設利用許可申請書(様式第1号)を協会へ提出し許可を受けなければならない。申請期間は利用日の6ヶ月前から受け付けを行う。ただし、協会及び道の駅むなかた株主団体の主催、共催する場合はこの限りではない。

2 協会は、利用の許可をしたときは利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

3 協会は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼす恐れのある者。
- (2) 風紀を乱し、又は乱す恐れがあると認められる者。
- (3) ごみその他の汚物を捨てないこと。
- (4) 感染症疾患又は精神に障害があると認められる者。
- (5) 予定された利用者の数を超えることとなる者。
- (6) 公益を害し、又は害するおそれがあると明白に認められる者。
- (7) 管理運営上支障があると認められる者。

(行為の制限)

第3条 施設において、次に掲げた行為をしてはならない。ただし、協会が管理のために必要がある場合又は協会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更すること。
- (3) 樹木等の伐採をすること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼紙若しくは貼札をし、又は広告物を表示すること。
- (6) 焚き火をし、又は火気を持ち込み危険な行為をすること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (9) 業として写真又は映画を撮影すること。

(利用の禁止等)

第4条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の利用を禁止、若しくは制限し、又は取り消すことができる。

- (1) 公衆の利用に危険であると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的な暴力的な不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められると

き。

(3) 公の行事、にぎわい広場もしくは道の駅に関する工事その他これらに類する理由が生じたとき。

(4) 公序良俗に違反すると認められるとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、にぎわい広場の適正な管理運営を保つ必要があるとき。

(原状回復)

第5条 許可を受けた者は、その利用が終了したとき、又は指定を取り消されたときは、速やかに現状に回復しなければならない。ただし、協会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 協会の許可を受けた者が、その責めに帰すべき理由により施設若しくはその附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない

(利用料金及び物販手数料)

第7条 施設についての利用料金及び施設内での物販手数料は別表1のとおりとする。

(利用料金の返還)

第8条 既に納入した利用料金は、返還しないものとする。ただし、協会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 協会は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、利用料金を減免し、又は免除することができる。

(利用時間)

第10条 施設の利用時間は道の駅むなかたの営業日に準じ、原則午前9時から午後5時までとする。ただし、協会が認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第11条 この規程に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年11月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

道の駅むなかた（にぎわい広場）利用許可申請書

年 月 日

一般社団法人宗像観光協会
会長 小林 正勝 あて

申請者 住所 _____

団体名 _____

ふりがな _____

氏 名 _____

電 話 _____

<p>利用形態</p>	<p>出 店 ・ イベント ・ その他 区画のみ（ 区画） ・ 全 体</p>		
<p>利用日</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>		
<p>持込備品等</p>	<p>※テントや移動販売車両（t数）などご記入願います。 車両の重量によっては敷地内への立ち入りをお断りする場合があります。</p>		
<p>販売予定商品</p>	<p>※商品名・商品の特徴や姿・販売方法（加熱や容器の有無などお客様にお渡しする方法等）・小売価格（税抜き）をご記入願います。</p>		
<p>* 利用料金(円)</p>	<p>出 店 料</p>		<p>受 付 者</p>
	<p>販売手数料</p>		
	<p>合 計</p>		
<p>* 決裁処理欄</p>	<p>会 長</p>	<p>事務局長</p>	<p>合 議</p>
<p>* 許可年月日</p>	<p>年 月 日</p>		
<p>* 印のところは記入しないでください</p>			

別表 1 (第 7 条関係)

にぎわい広場 物販 4 区画 使用料等

	1 区画	手数料
物 販	1, 0 0 0 円	使用料に加え 別途販売合計金額 の 1 0 %

にぎわい広場 物販 P R イベント 2 区画 使用料等

	1 区画	2 区画 (全面)	手数料
物 販 P R イベント	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	物販 (金銭授受) が ある場合は使用料 が 3 倍になります

※物販の 1 区画は約 1 4 m² (幅 4 m×奥 3. 5 m)。配置については別紙参照。

※電源等を使用する場合は別途協議。

※雨天時のキャンセルは前日、当日は 0 円。

※自己都合の場合、前日は 5 0 %、当日は 1 0 0 %のキャンセル料が必要。

※使用料等は平成 30 年 11 月 1 日現在。

※使用料等は予告なしに変更する場合があります、申込み前に必ず事務局へ確認。

現地状況

